

# 介護人材の処遇改善について

# 介護人材の処遇改善について①

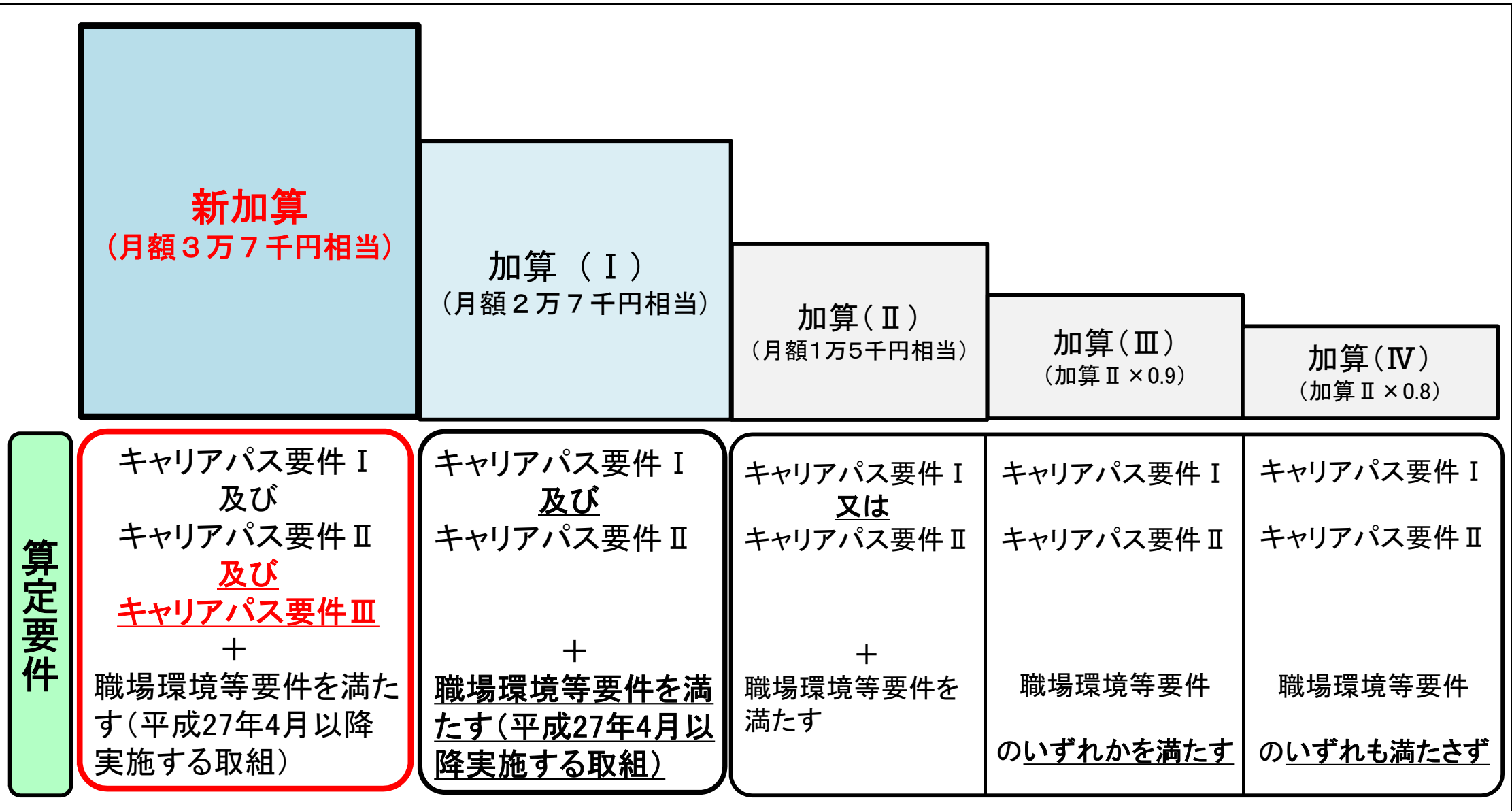
## 論点 1

- 介護人材の処遇改善について、今後とも確実な処遇改善を担保していくためには、どのような仕組みが考えられるか。また、平成29年度より実施する月額平均1万円相当の処遇改善について、キャリアアップの仕組みなどの制度設計についてどのように考えるか。

## 対応案

- 介護職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、他方、介護人材の安定的確保及び資質の向上を図るためには、事業者における取組を評価し、確実に処遇改善を担保するために必要な対応を講ずることは、現状においてはやむを得ない。
- このため、現行の介護職員処遇改善加算の位置づけを前提として、平成29年度介護報酬改定ではこれを維持しつつ、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設してはどうか。
- 具体的には、現行の処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、新たに、  
**「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）」**  
とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを求めることとしてはどうか。

# 処遇改善加算（拡充後）のイメージ（案）



(注) 「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
 「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
 「キャリアパス要件Ⅲ」…**経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること**  
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

# 処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ（案）

現行の加算

## 職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系

職位	月給例
主任	36万円
班長	32万円
一般	28万円

どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。

事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

（就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

新加算

(例) **①経験**

職位	勤続年数	月給例
主任	6年～	36万円
班長	3～6年	32万円
一般	～3年	28万円

(例) **②資格**

職位	資格	月給例
主任	事業者が指定する資格を取得	36万円
班長	介護福祉士	32万円
一般	資格なし	28万円

(例) **③評価**

職位	実技試験の結果	月給例
主任	班長試験でS評価	36万円
班長	一般試験でA評価以上	32万円
一般	一般試験でB評価以下	28万円

※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。

※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

# 介護人材の処遇改善について②

## 論点 2

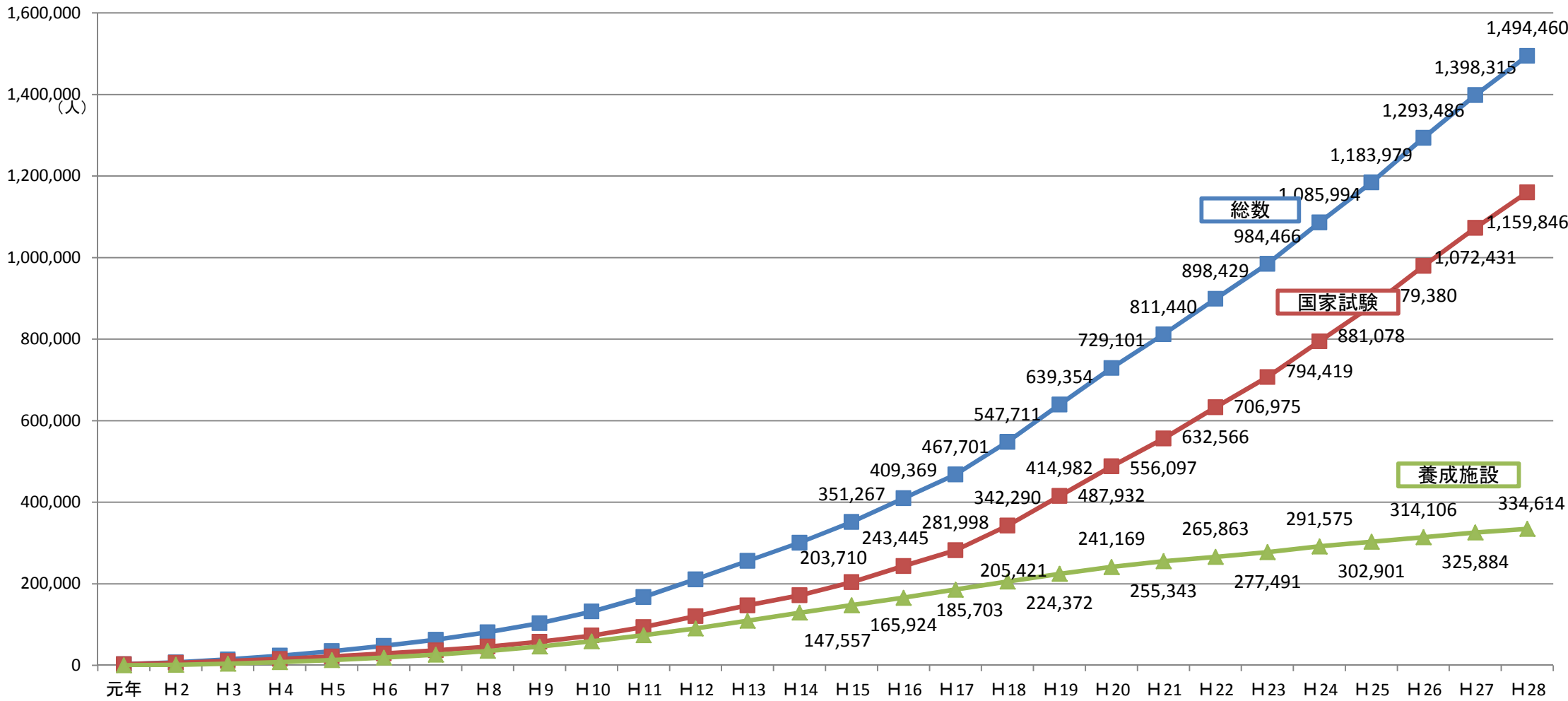
- 介護職員処遇改善加算の在り方についてどのように考えるか。特に、現行制度においては、加算の算定額は、介護職員の賃金改善に充てなければならないこととされているが、
  - ・対象となる職員について、介護職員だけでなく、当該事業者には雇用される他の職種の職員に拡大することや
  - ・対象となる費用について、賃金だけでなく、職場の環境整備や職員の質の向上に資する費用に拡大することについて、どのように考えるか。

## 対応案

- 介護職員処遇改善加算の対象職員や対象費用の範囲を拡大する場合には、加算の算定額が必ずしも全て介護人材の賃金改善に充てられなくなることから、慎重な対応が必要である。
- このため、
  - ・ 平成29年度介護報酬改定においては、介護人材の確保は重要な課題であり、処遇改善を図るために臨時に介護報酬改定を実施する趣旨に鑑み、まずは、新たに措置する月額平均1万円相当の処遇改善が、介護人材の賃金改善に確実に結びつくことが重要であるとの考えから、処遇改善加算の対象職員や対象費用の範囲については現行の取扱いを維持することとし、
  - ・ 介護職員処遇改善加算の在り方については、介護人材の状況、平成29年度介護報酬改定で措置する1万円相当の処遇改善の実施状況、介護人材と他職種・他産業との賃金の比較や例外的かつ経過的な取扱いとの位置付けなどを踏まえつつ、引き続き検討していくこととしてはどうか。

# 10月12日の介護給付費分科会において 御指摘のあった事項について

# 介護福祉士登録者の推移



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	2,631	7,323	14,302	23,472	34,547	47,467	62,503	80,799	103,246	131,636	167,322	210,732	255,953	300,627	351,267	409,369	467,701	547,711	639,354	729,101	811,440	898,429	984,466	1,085,994	1,183,979	1,293,486	1,398,315	1,494,460
国家試験	2,623	6,202	10,372	15,568	21,785	28,800	36,464	45,699	57,443	72,905	93,607	120,315	146,845	171,668	203,710	243,445	281,998	342,290	414,982	487,932	556,097	632,566	706,975	794,419	881,078	979,380	1,072,431	1,159,846
養成施設	8	1,121	3,930	7,904	12,762	18,667	26,039	35,100	45,803	58,731	73,715	90,417	109,108	128,959	147,557	165,924	185,703	205,421	224,372	241,169	255,343	265,863	277,491	291,575	302,901	314,106	325,884	334,614
単年度増加数	-	4,692	6,979	9,170	11,075	12,920	15,036	18,296	22,447	28,390	35,686	43,410	45,221	44,674	50,640	58,102	58,332	80,010	91,643	89,747	82,339	86,989	86,037	101,528	97,985	109,507	104,829	96,145
国家試験	-	3,579	4,170	5,196	6,217	7,015	7,664	9,235	11,744	15,462	20,702	26,708	26,530	24,823	32,042	39,735	38,553	60,292	72,692	72,950	68,165	76,469	74,409	87,444	86,659	98,302	93,051	87,415
養成施設	-	1,113	2,809	3,974	4,858	5,905	7,372	9,061	10,703	12,928	14,984	16,702	18,691	19,851	18,598	18,367	19,779	19,718	18,951	16,797	14,174	10,520	11,628	14,084	11,326	11,205	11,778	8,730

注) 人数は、各年度9月末の登録者数。

# 平成27年度介護従事者処遇状況等調査（抜粋）

## ○ 職種別・保有資格別にみた介護従事者等の平均給与額の状況 （介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を取得（届出）した事業所）

月給・常勤の者	平均年齢	平均勤続年数	平成27年9月	平成26年9月	差 (平成27年－平成26年)
介護職員	41.3歳	7.0年	287,420円	274,250円	13,170円
介護福祉士	41.6歳	7.9年	299,630円	288,600円	11,030円
介護職員基礎研修・実務者研修	47.4歳	7.3年	287,950円	274,450円	13,500円
介護職員初任者研修	43.7歳	6.2年	270,820円	258,040円	12,780円
保有資格なし	36.7歳	4.6年	256,630円	242,960円	13,670円
看護職員	49.4歳	9.3年	375,130円	368,180円	6,950円
生活相談員・支援相談員	41.5歳	8.9年	321,490円	312,120円	9,370円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	38.1歳	6.9年	348,900円	339,990円	8,910円
介護支援専門員	46.5歳	10.4年	342,760円	332,890円	9,870円
事務職員	44.4歳	9.7年	311,820円	304,640円	7,180円
調理員	45.3歳	9.3年	254,910円	251,570円	3,340円
管理栄養士・栄養士	38.8歳	8.7年	308,310円	300,450円	7,860円

注1)平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)